

朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対して、市が朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、朝倉市補助金等交付規則（平成18年朝倉市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項の規定により都道府県知事が指定する区域
- (3) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害防止法第9条第1項の規定により都道府県知事が指定する区域
- (4) 災害危険区域 福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）第3条の規定により県知事が指定する区域
- (5) 既存不適格 建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正、都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物
- (6) 急傾斜地崩壊対策事業等 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊対策事業、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止事業その他各種防災事業
- (7) 危険住宅 次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅（急傾斜地崩壊対策事業等の実施区域に存するものを除く。）又は次のアからオまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、県又は市が移転勧

告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

ア 土砂災害特別警戒区域

イ 災害危険区域

ウ 福岡県建築基準法施行条例第5条の規定により建築が制限されている区域

エ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、アに掲げる区域に指定される見込みのある区域

オ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第108号）の適用を受けた地域

(8) 代替住宅 移転先となる危険住宅でない住宅

(9) 所有者等 危険住宅の所有者若しくは所有者の相続人又はこれらの者の同意を得て第4条に規定する補助対象事業（補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者

(10) 施工業者等 所有者等との請負契約、金銭消費貸借契約等により、第4条に規定する補助対象事業を行う事業者

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす所有者等とする。

(1) 市内に存する危険住宅の所有者等であること。

(2) 土砂災害警戒区域外及び第2条第7号アからオの区域外の市内の代替住宅に移転する者であること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(5) この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる事業のうち、市内に存する危険住宅について、

補助対象者が施工業者等に発注して行う事業とし、各号のいずれか一方又は両方を補助対象事業とすることができる。ただし、危険住宅が企業の社宅等である場合を除く。

(1) 危険住宅の除却等を行う事業（以下「危険住宅除却等事業」という。）

(2) 土砂災害警戒区域外及び第2条第7号アからオの区域外の市内の区域において、代替住宅の建設等を行う事業（以下「代替住宅建設等事業」という。）

2 補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を伴うものでなければならない。

(補助金の額等)

第5条 市長は、補助対象事業を行なう者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を補助金として交付することができる。

(1) 危険住宅除却等事業 危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、仮住居費等）の額（97万5,000円を限度とする。）

(2) 代替住宅建設等事業 危険住宅に代わる住宅の建設（購入、必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を銀行その他の金融機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額（建設又は購入に当たっては325万円、土地の取得に当たっては96万円を限度とする。）

(補助金の交付申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申込者」という。）は、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申込書（様式第1号。以下「補助金交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申込書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果について申込者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 前条第2項の規定により補助の対象として適当であると通知を受けた申込者（以下「申請者」という。）は、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更が生じるときは、速やかに朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定したときは、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により決定者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手しなければならない。

(補助事業の遂行)

第11条 決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助事業の工程を指定し、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により検査を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合は、当該補助事業が適切に行われるよう決定者に指導するものとする。

(完了報告等)

第13条 決定者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）に関係書類を添付して市長に提出し

なければならない。

(補助事業の廃止等)

第14条 決定者が、補助事業を廃止し、又は中止しようとするときは、速やかに、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業の廃止(中止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、第13条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金の額を確定したときは、朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第8号)により決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令等又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 完了報告書を提出しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(書類の保管)

第18条 決定者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにした行為に対する第17条から第19条までの規定の適用については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の朝倉市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。